

## 那覇地方裁判所委員会(H16.5.24開催)意見交換結果概要

- 1 日時 平成16年5月24日(月)午後1時30分～午後4時
- 2 場所 那覇地方裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順)、沖縄弁護士会副会長：阿波連光、沖縄県医師会理事：稲田隆司、那覇地方検察庁次席検事：川見裕之、那覇青年会議所直前理事長：金城 仁、県民生活センター所長：黒木美智、琉球大学法科大学院法務研究科長(教授)：島袋鉄男、沖縄県司法書士会常任理事：染矢弘芳、那覇地方裁判所長：濱崎 裕(議長)、(株)沖縄タイムス論説委員：平良 武、那覇地方裁判所判事：横田信之、那覇市市民文化部長：饒平名知孝、(なお、沖縄国際大学総合文化学部大城朋子教授及び(株)琉球新報社仲田清喜論説委員は欠席)
- 4 意見交換結果要旨(●：議長、○：委員、■事務局)

### テーマ1【裁判所からの情報発信】

- ：裁判所からの情報発信について御意見を伺いたい。
- ホームページは、閲覧者が意見や要望を書き込める様な仕様になっているか。
- ：現状ではなっていない。
- ：広報活動の一環としていろいろなパンフレット等を作成されているが、どのような利用をしているか。
- ：見学者に配付するほか、各市町村、図書館等に送付し、市町村等で窓口などに備え置いている。
- ：裁判官による出張講義であるが、これは初めての試みなのか。
- ：那覇地裁としては、今年、初めて試みることにした。具体的なやり方については、現在、検討中である。今回の出張講義については、沖縄県教育委員会を通じて各学校に対して要望依頼を出したものである。今後とも要望があれば出来る限り応じていきたい。
- ：現在の窓口対応はうまく機能しているか。
- ：電話や窓口相談は多い。書記官等が相談に応じているが、基本的に手続教示の範囲でのみ応じている。純粋な法律相談には応じられない場合が多い。また、電話等での対応は、誤解を生じることもある。詳細についての照会を求められた場合には来庁してもらうようお願いしている。なお、自己の正当性の判断を求めてくる場合があるが、一方側の主張だけを聞いて判断できない。裁判所の中立性や公平性といった立場から見ると、必ずしも相談者の要望に全て応じられるわけではないことは理解していただきたい。
- ：裁判所見学や傍聴ができることについては、何らかの広報をしているのか。
- ：当庁のホームページにも法廷傍聴へのお誘いの記事は載せている。事務方に連絡いただければ職員が説明や案内をする。
- ：今後、裁判員制度が導入された場合には、広報活動を行う予定はないのか。
- ：裁判員制度の広報についてはこれから検討していくことになる。
- ：現在、教育委員会では社会経験を体験する授業時間を設けて、それを総合学習として活用するように学校側に指導している。そういう時間等を使ってもらうよう学校側をお願いし、もっとクラス単位のカリキュラムの中に組み込んでもらえるように工夫してはどうか。
- ：インターネットを利用できない人、パソコンを持っていない人に対して、裁判所をどのような形で周知、浸透させていくのか。また貸し出し可能なビデオがあるとのことであるが、今後は、ビデオの貸し出しを積極的に周知されてはどうか。
- ：ビデオの貸し出しも学校などの団体にすることが多い。出張講義についても今後は立案していく中で、総合学習のカリキュラムに組み込むような働きかけをしていければと考える。今後とも、ビデオの貸し出しができることを周知していくよう努めたい。
- ：インターネットのQ&Aを見ても裁判の仕組みは分かりづらい。もっと初歩的なQ&Aが必要なのではないか。また、出張講義や講演にしても弁護士や裁判官がタイアップして一緒にやってみてはどうか。
- ：法曹同士で調整して検討してみたい。また、裁判傍聴後の見学者への法曹三者からの説明についても検討していきたい。

○：ホームページの主要判決速報の掲載というのは、どういう手続でどのようにして掲載されていくのか。

■：掲載判決については、裁判官等の協議を経て決めている。一定期間経過後、掲載が終了するが、一度掲載したデータは最高裁ホームページ上のデータとして蓄積されているので、そこから検索して取り出すことができる。

○：裁判所でもホームページ欄にそのような意見や要望を書き込むような欄を設けることは難しいか。

■：各庁のホームページは最高裁のサーバで管理しており、各庁のホームページの仕様は、最高裁が全国的に統一したスタイルに定めているため、庁独自で欄を設けることはできない。ただ、各庁のお知らせコーナーには、庁独自の内容を盛り込めるスペースもあるので、このスペースをどう活用していくかが今後の課題と考えている。

●：いずれにしても、今後は一つの在り方として、今後の裁判員制度の広報もにらみながら、もう少し広報について積極的に行っていく必要はあると考えている。

## テーマ2【裁判所を利用しやすくするための方策】

●：テーマ2「裁判所を利用しやすくするための方策」について、御意見をお伺いしたい。

○：喫煙対策の一環として全館禁煙を打ち出したとのことであるが、どのように実施したのかお伺いしたい。

■：健康増進法の制定に伴い、その実行のため、喫煙対策講習会を開いたりして意識の高揚に努め、職員に健康増進法の趣旨を周知し、理解してもらった。

○：利用者に対してアンケートを実施してはどうか。県庁では御意見箱が設置されている。そもそも裁判所はそのような利用者の一般的な苦情や意見に対してどのように対応しているのか。

■：現状では、御意見箱等の設置は行っていない。裁判は勝敗を決し、又は互譲の上に和解等を行うので双方とも十分な満足がいかない結果となることもある。利用者の満足を完全に満たすサービスというのは裁判所では難しい。裁判所への相談対応についても、裁判所としては手続教示をするだけであるため、相談においても満足を十分に得られない方々も多くいる。そのような司法機関としての特殊性を考えると、アンケートを実施するにしても客観的なデータがどれだけ得られるのかということもある。

○：裁判内容や相談内容に限らず、利用者の意見や要望等に対して情報を得る何らかの手段が必要であろう。個人攻撃や誹謗中傷であれば対応する必要はないと思われるが、組織等に対しての要望等であればその要望や意見に耳を傾け検討していくことも必要であろう。裁判所にもそのような筋道が必要だと思われる。

■：裁判所としても来庁者等の要望、苦情が事実であればきちんと指導、対応等をしている。ただ、広く不特定の方からの意見等を集約するといった道筋については、今後、今の御意見等を踏まえて検討していきたい。

○：目安箱を設置したり、アンケート等を行ったりするのは実際には難しいのかもしれない。内容は個人攻撃や誹謗中傷に終始するものも少なくないと思われる。しかし、要はそれをどう使うのかという問題である。裁判の中身にわたるものについては、行政のように対応するわけにはいかないが、集められた意見等について取捨選択すればよいのであって、利用者からの一般的な意見や組織に対する要望をくみ上げるルートは必要なのではないか。

○：市では前からこのようなアンケートを行っており、実際、好感度も上がってきた。実施により職員のサービスに対する意識が向上した。

○：窓口対応者の意識を高めるために、名札を付けさせることはどうであろうか。

○：市も責任をもって利用者に対応しようとのことで、名札の着用を徹底することとなった。

■：裁判官や書記官の名前は記録から分かるにしても、裁判後にいろいろなクレームや嫌がらせ等の虞もあるので、慎重に検討する必要はある。

○：前の官署では職務の性格上、名札を付けさせなかった。裁判所の言い分にも十分に理

解できる。

○：いろいろな問題があるのは分かるが、窓口というならばそこまでないと思われるので、責任を持たせるためにも窓口担当者に名札を付けることも考えてはよいのではないか。

○：窓口についての意識付けは大変重要である。受け付けた苦情等についてはそれを分析して、今後の対応に活かすということが時代の趨勢だろう。

■：苦情なり非難なりに対しては、総務課，場合によっては事件部で対応するが，個々具体的な事件に対する一般的な対応については事件部窓口で行うことが多い。アンケート対応となると時間もかかることがあろうし，事実確認が不十分に終わって対応がうまくいかないこともあろう。委員の方々においても意見や苦情等に接した場合には，すぐにでも直接連絡してほしい。

○：アンケートの機能と苦情処理とは別問題である。苦情対応や窓口への不満等の個別対応とは別に苦情とまでは行かないが利用してみて利用者なり市民なりがどのような印象を持っているのか，そのような観点からの評価を得ておく必要がある。

●：この問題は今後とも検討していかなければいけない問題だと考えている。アンケートの実施については裁判所では難しい面もあることは承知願いたい。仮に行うにしてもやり方についていろいろと検討する必要が出てこよう。

## 5 次回の予定

### (1) 日時

平成16年10月25日（月）午後1時30分から

### (2) 場所

那覇地方裁判所大会議室

### (3) 議題

裁判員制度について